定款変更認可申請書に必要な書類

- ※以下の書類を申請書以外は、1部ずつ提出してください。
- ※定款変更には、認可と届出の2種類があります。
 - ・認可事項・・・下記の届出事項以外
 - ・届出事項・・・事務所の所在地、基本財産の増加、公告の方法に関すること
- ※代表的な申請内容を例示していますので、下記によらない場合は個別にお問合せください。

1 理事の定数増加などによる変更の場合

- ①定款変更認可申請書(2部)
- ②定款(新·旧)
- ③評議員会議事録の抄本(該当ページのみで可)

2 事業追加の場合

- ①定款変更認可申請書(2部)
- ②定款 (新・旧)
- ③評議員会議事録の抄本(該当ページのみで可)
- ④当該事業に関する事業計画書及び予算書 (事業開始年度及び翌年度)
- ⑤当該事業に関する契約書(受託契約書又は事業決定通知書等)の写
- ⑥当該事業の不動産に関する書類(登記事項証明書又は賃貸借契約書)の写
- (7)当該事業のために新たに不動産を取得した場合には、その財源を証する書類の写

なお、基本財産を担保にして福祉医療機構(協調融資も含む)以外の金融機関等から貸付を受ける場合には、事

前に基本財産担保提供について、当課の承認を得ていなければなりません。

※その他参考書類を添付していただく場合があります。

3 基本財産減少の場合

- ※事前に基本財産処分の承認を得ていなければ、定款変更認可申請することはできません。
- ①定款変更認可申請書(2部)
- ②定款 (新·旧)
- ③評議員会議事録の抄本(該当ページのみで可)
- ④当該不動産の登記事項証明書の写
- *定款変更認可申請書・添付書類が全て整っていた場合でも、交付までに原則2 週間を要しますので、 ご承知ください。